

交信記録

供 覧	課長	課長代理	専門監	班長	班員	担当
	[REDACTED]					
受信日時等	平成 27 年 5 月 14 日 14:30 頃		架電者	熱海警察署 生活女性課		
決裁年月日	平成 27 年 5 月 20 日		対応者	不法投棄対策班		
用件	[REDACTED]に関する照会					
1 概要	熱海市内における [REDACTED] 等による不法投棄事案について、以前東部 HC に来所した [REDACTED] が熱海警察署を訪ね、告発したいと申し立てた旨情報提供があった。あわせて、熱海警察署から、[REDACTED]に対する県の指導状況等について照会があった。					
2 内容	<p>熱…熱海警察署 [REDACTED] 県…</p> <p>* 热海警察署は当初東部 HC に連絡したが、東部 HC 担当 [REDACTED] 在のため、当課に電話するよう指示されたとのこと。</p> <p>熱) 本日、[REDACTED] の [REDACTED] が訪れ、[REDACTED] の不法投棄について告発したい旨を申立てた。</p> <p>同氏は、本件について県に相談したと申立てたが、[REDACTED] の指導状況等について伺う。</p> <p>県) おっしゃるとおり、[REDACTED] は本年 4 月に県東部健康福祉センターに来庁し、[REDACTED]に対する県の指導状況等を聞いていった。</p> <p>[REDACTED] 事案について、県は平成 21 年に把握し、それ以降行政指導により関係者に撤去指導を行っている。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>熱) 平成 21 年以前となると、不法投棄による告発は控訴時効が成立しているものと考えられる。</p> <p>他の違反は考えられないか。</p> <p>県) 過去の不法投棄以外、現在動きはなく、他の違反は考えにくい。</p> <p>熱) 行政処分に対し何ら措置を講じなかったこと、命令違反という形で県が告発ということは考えられるのではないか。</p> <p>県) 本事案について、これまでに改善命令等行政処分の発出可否は検討していない。あくまで不法投棄ということで県は指導をしているが、理論上は貴殿のおっしゃることも考えられる。</p> <p>ただし、[REDACTED]</p> <p>熱) 次回 [REDACTED] が警察に訪れた際は、不法投棄に関する告発は時効が成立している可能性が高い旨を説明する予定であるが、改善命令等の違反で、刑事罰を問うことも可能である旨を説明するかもしれない。ご承知おき願いたい。</p> <p>県) 承知した。</p>					
3 対応	<p>東部 HC に情報提供する。</p> <p>(本内容については [REDACTED] から [REDACTED] まで電話で説明済み。あわせて、東部 HC の事案であるので、今後は東部 HC で回答するよう依頼した。)</p>					